

平成 19 年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成 18 年 8 月

政策名	1. 経済産業政策		
施策名	08. 情報セキュリティ対策の推進		
主管課名	商務情報政策局 情報政策課 情報セキュリティ政策室	主管課長名	情報政策課長 羽藤 秀雄 情報セキュリティ政策室長 頼宮 裕貴

施策目的 長期的インパクト	<p>情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定)の基本目標である「ITを安心して利用可能な環境」の構築を目指す。</p>
施策目標・指標 中・短期的な アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度までに、コンピュータウイルスに起因する被害金額を1,200億円程度に低減する。 ・平成19年度のインターネット安全教室の参加者数を10,000人以上とする。 ・平成19年度までに、企業におけるセキュリティポリシーの策定率を40%以上とする。 ・平成19年度までに、ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数を80件以上にする。 <p>(参考)</p> <p>上述の「第1次情報セキュリティ基本計画」で掲げられている目標のうち、本施策は主として以下のものに関連しているが、具体的指標については、情報セキュリティ政策会議の下に設置される関連専門委員会で今後検討予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度初めには、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする。 ・平成21年度初めには、「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨とする。

施策の必要性
施策の背景、
行政関与の必要性

(施策の背景)

コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性¹、フィッシング²、ボット³等に代表される IT への脅威(情報セキュリティ上の問題)は拡大する傾向にあることから、「IT を安心して利用可能な環境」を構築するためには、官民が連携して情報セキュリティ対策を推進することが必要である。

(行政関与の必要性)

情報セキュリティ対策は費用対効果が見えにくいこと、脆弱性等への対応は製品開発者の利益に直結しない上に、そもそも製品開発者が脆弱性等に気付きにくいこと等から、本分野については民間の自主的な取り組みだけでは十分な効果が期待できない。情報セキュリティ対策を民間の自主的な対応のみに委ねた場合、民間における情報セキュリティ対策は不十分なものとなり、結果として、経済社会活動の基盤となっている IT 全体の安全性・信頼性が大きく損なわれ、我が国経済社会活動全体、ひいては安全保障にも悪影響を及ぼす可能性が高い。よって、国が施策を講じる必要がある。

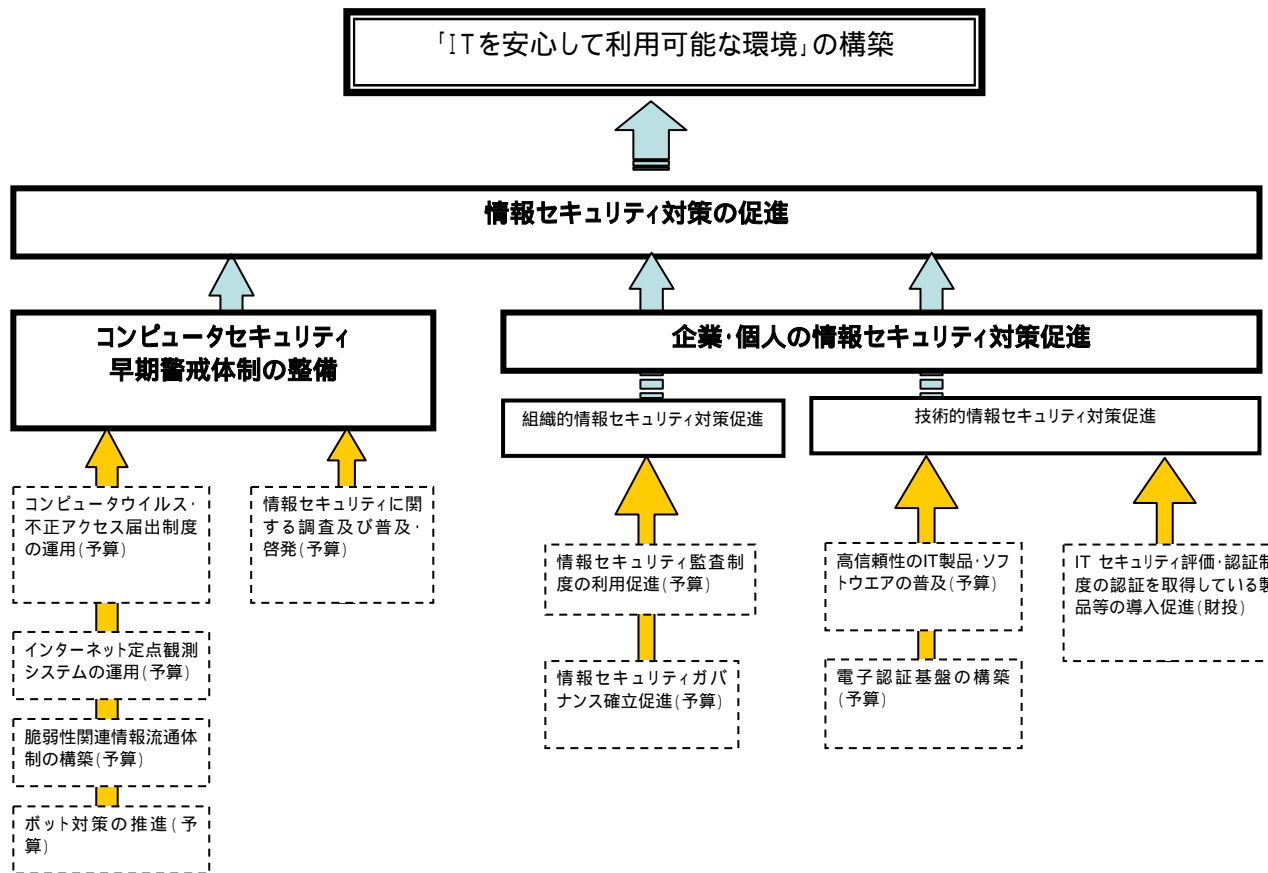
1脆弱性:ソフトウェア等において、コンピュータ不正アクセス、コンピュータウイルス等の攻撃により機能や性能を損なう原因となり得る、安全性上の問題箇所。

2フィッシング:金融機関やオンラインショップなどからの電子メールを装い、個人情報等を返信もしくは入力させることを通じ、金銭を詐取する行為。

3ボット:「ロボット」から作られた造語で、ある種のプログラム(ボットプログラム)を埋め込まれたコンピュータを指す。ボットプログラムを埋め込まれたコンピュータは、攻撃者の命令に基づき、情報詐取、迷惑メール送信等の様々な活動を行う。

施策目標実現
へ向けた
取組の全体像

(取組の全体像)



施策の実施状況

《施策開始時期～終了予定時期》
平成17年度～

《目標達成状況・指標の推移》

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値 (H19年度)
コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	4,392 億円	3,025 億円	-	(調査中)	1,200 注1 億円程度
インターネット安全教室注2の参加者数	-	2,069 人	3,581 人	5,764 人	10,000 人以上
企業におけるセキュリティポリシーの策定率	32.9%	36.5%	29.7%注3	(調査中)	40%以上
IT セキュリティ評価及び認証制度注4 認証製品数 ()内は累計	2 件 (0件)	5 件 (7件)	18 件 (25件)	22 件 (47件)	80 件以上(累計)

(備考)

(注1)平成15年度の被害金額(推計値)を6割削減することを想定しているが、「コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値」については、現在、算出元の(独)情報処理推進機構(IPA)において算出方法の見直しを行っている。

(注2)コンピュータ、インターネットの一般利用者等を対象に、全国各地で実施している情報セキュリティに関する普及・啓発セミナー

(注3)「企業における情報セキュリティポリシーの策定率」については、出典の「情報処理実態調査」において平成16年度に算出方法が変更されているため、その前後での単純比較はできない。

(注4)IT製品等の安全性について、国際基準(ISO/IEC15408)に基づき、第三者機関が客観的に評価・認証する制度

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	0	0	16.9	23.8 (予算額)	28.0 (見込額)

運営費交付金事業及び再掲事業は除く。

平成19年度における施策の展開

情報セキュリティ上の問題による被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合にもその被害の拡大を抑制するため、「コンピュータセキュリティ早期警戒体制」を整備し、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等への対策を講じてきているが、いまだ被害の発生が後をたたないことから、引き続き体制の整備に努める必要がある。特に、新たな脅威であるボットについては、我が国社会・経済に重大な被害を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、その挙動等が不明であることに加え、日々大量の変種が出現していることから、ボット検体の収集・解析等を強化する必要がある。なお、被害の未然防止・局限化の観点からは、一般利用者等における情報セキュリティ対策に係る正しい理解を醸成し、適切な対応を促す必要があるが、いまだ十分とは言えないことから、一般利用者等に対する普及啓発活動も強化する必要がある。

また、企業や個人の情報セキュリティ対策を推進するため、IT製品に係る情報セキュリティ評価関連事業等の技術面での情報セキュリティ対策とともに、情報セキュリティマネジメントに関する調査研究、情報セキュリティ監査制度の利用促進、情報セキュリティ対策ベンチマークの策定等の組織面での情報セキュリティ対策を実施してきており、ISMS 認証取得件数が増加する等、一定の成果は挙げているものの、いまだ十分とは言えないことから、引き続き技術面・組織面の対策を講じていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、目的を達成等した一部事業については平成18年度をもって終了する一方、平成19年度予算においては、「ボット対策推進事業」及び「情報セキュリティに関する調査及び普及・啓発事業」について増額を要求する。

Information Security Management System(情報セキュリティマネジメントシステム)の略称。品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムと同様の管理体制を情報セキュリティの側面で構築すること。

(予算)

・「情報セキュリティマネジメントの調査研究事業」については、ISMS適合性評価制度の認証基準を国際規格・ガイドラインと整合化させる作業が完了したため、平成18年度をもって終了する。

・「情報セキュリティ評価機関認定事業」については、ITセキュリティ評価機関の認定業務を(独)製品評価技術基盤機構の自主事業として実施する体制が整ったため、平成18年度をもって終了する。

・「情報基盤対策技術開発等推進費補助金(次世代型電子認証基盤の整備)」については、電子認証ビジネスモデルの実証試験等が完了し、今後の技術仕様の確立等は民間企業主導で実施することとなったため、平成18年度をもって終了する。

・「電力分野における情報セキュリティ対策促進事業」については、平成18年度中に策定予定の電力分野の安全基準等に成果を反映すべく、平成19年度に予定していた事業を前倒しすることとなったため、平成18年度をもって終了する。

・「ボット対策推進事業」及び「情報セキュリティに関する調査及び普及・啓発事業」を強化するため、これら事業に係る平成19年度予算の増額を要求する。

<p>施策の 有効性・効率性 施策効果 施策効果と施策 コストとの関係、他 の施策手段との比 較等</p>	<p>《施策効果・有効性》 コンピュータセキュリティ早期警戒体制を整備することにより、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ポット等による被害が抑制され、また、IT 製品に係る情報セキュリティ評価関連事業等の技術面での情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策ベンチマークの策定等の組織面での情報セキュリティ対策を推進することにより、企業・個人の情報セキュリティ対策が進展する。このように、コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備、及び企業・個人の情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティ上の問題による被害を防止することは、「ITを安心して利用可能な環境」を作り、大きな効果を及ぼすものと期待される。</p> <p>《効率性》 コンピュータウイルスによる被害金額は年間数千億円にのぼると推計されており、また、ポット等の新たな脅威も出現していることから、情報セキュリティ上の問題に起因する被害は相当の額に達するものと考えられる。本施策において必要な予算措置等を講じることで、情報セキュリティ対策の基盤が整備され、情報セキュリティに関するリスク・被害額の抑制が可能となるため、効率的と言える。</p>
<p>関連する閣議 決定や施政方 針演説等にお ける位置付け</p>	<p>「IT 新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)(関係部分抜粋) 今後の IT 政策の重点 2. IT 基盤の整備 (2)安心して IT を使える環境の整備 世界一安心できる IT 社会 - 「情報セキュリティ先進国」への躍進、サイバー犯罪の撲滅 - (詳細略)</p> <p>「第1次情報セキュリティ基本計画」(平成18年2月2日情報セキュリティ政策会議 決定) 我が国の情報セキュリティ政策の根幹に係る事項を決定し、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るために IT 戦略本部に設置された会議。(議長:内閣官房長官、構成員:国家公安委員会委員長、防衛庁長官、総務大臣、経済産業大臣等)。</p> <p>「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」(平成18年3月2日産業構造審議会商務情報政策基本問題小委員会)</p> <p>「セキュア・ジャパン2006」(平成18年6月15日情報セキュリティ政策会議決定)</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(関係部分抜粋) 第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現 4. 生活におけるリスクへの対処 ・ 個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対策強化や緊急対応能力の強化等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン2006」の取組を推進する。</p>

<p>中間・事後評価の時期</p>	<p>平成19年度</p>
<p>施策に対するユーザーや有識者の意見</p>	<p>第5回産業構造審議会情報セキュリティ部会(平成17年6月1日開催)において、「情報セキュリティ問題に関しては、対症療法的な対策だけでなく、根本的な問題解決のための対策を講じることが重要」との指摘を受けている。</p> <p>第1回情報セキュリティ政策会議(平成17年7月14日開催)において、「情報セキュリティは常に新しい課題が次々に出てくるという状況にあり、出てきたものに対する対策のみを考えていては、常に後追いになってしまう。基本的な枠組みとして、常に新たな問題が発生することを前提にした形での対応策を考えるべきではないか。」との指摘を受けている。</p> <p>第2回情報セキュリティ政策会議(平成17年9月15日開催)において、「利便性とセキュリティはトレードオフではなく、利便性とセキュリティの両方を向上させることが必要。インターネットの世界では各個人の保有する設備も全体を構成する一部であり、国民一人一人の意識が向上することが重要であり、そのための『明るい情報セキュリティ』ともいうべき政策が必要」との指摘を受けている。</p> <p>第3回情報セキュリティ政策会議(平成17年12月13日開催)において、「厳しい国家予算の状況下ではあるが、情報セキュリティ政策推進のための継続的かつ弾力的な予算措置が必要」との指摘を受けている。</p> <p>第5回情報セキュリティ政策会議(平成17年4月28日開催)において、「国民全体を均一にとらえるのではなく、インターネット利用は活発だが情報セキュリティ対策への意識が希薄な人が比較的多い十代や、情報セキュリティへの不安感が高いが情報収集や対応が不十分な人が比較的多い女性層など、それぞれの特徴を踏まえた対策をとっていくことが重要である。」との指摘を受けている。</p>

施策目標を実現するための具体的措置

【予算措置(研究開発事業を除く)】

補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲(施策名)	新規継続	補助・委託等	開始年度	終了年度	17年度予算額(億円)	17年度執行額(億円)	18年度予算額(億円)	19年度要求額(億円)	事業概要
(1) コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業	一般会計	-	継続	委託	平成17年度	平成22年度	8.8	8.4	13.3	19.8	コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等による被害を抑制するため、脆弱性関連情報流通の枠組み構築、インターネット定点観測、コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出制度の運用に加え、フィッシング・ボットといった新たな脅威への対応や一般利用者等への普及啓発活動を行う等、早期警戒体制を整備する。
(2) コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業(交付金)	一般会計		継続	交付金	平成17年度	平成22年度	IPA交付金	IPA交付金	IPA交付金	IPA交付金	コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等による被害を抑制するため、脆弱性関連情報流通の枠組み構築、インターネット定点観測、コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出制度の運用に加え、フィッシング・ボットといった新たな脅威への対応や一般利用者等への普及啓発活動を行う等、早期警戒体制を整備する。
(3) 企業・個人の情報セキュリティ対策促進事業	一般会計	-	継続	補助委託	平成17年度	平成22年度	7.3	8.5	10.5	8.2	企業における情報セキュリティガバナンスの確立等の組織的対策を実施するとともに、研究開発、情報セキュリティ評価制度の運用等の技術的対策を実施することを通じて、企業・個人の情報セキュリティ対策を推進する。
(4) 企業・個人の情報セキュリティ対策促進事業(交付金)	一般会計		継続	交付金	平成17年度	平成22年度	IPA交付金	IPA交付金	IPA交付金	IPA交付金	国際標準 ISO/IEC15408に基づいた第三者評価・認証制度を推進するとともに、電子政府推奨暗号の安全性の監視、暗号製品の安全性評価制度の整備等を実施することを通じて、企業・個人の情報セキュリティ対策に必要な基盤を整備する。
(5) 電力分野における情報セキュリティ対策促進事業	電特(利用勘定)	(原子力の推進・電力基盤の高度化)	終了	委託費	平成17年度	平成18年度	3	2.6	2.5	-	我が国の電力業界では、従来、電力供給を担う制御システムは専用技術により構築されてきたが、更なる低コスト化や相互接続性の確保のため、制御システムへの汎用技術の適用が進むと考えられる。汎用技術を適用した際にも現在と同等以上の信頼性を確保するため、汎用技術を用いた制御システムのセキュリティ評価等を実施する。

【政策金融・産投出資】												
政策金融名	金融機関	再掲 (施策名)	新規 継続 拡充	創設 年度	融資 割合 (%)	貸付対象	融資 限度額 (億円)	貸付利率	貸付 期間	貸付実績 (件) (億円)	19年度 貸付見込額 (億円)	概要・要求理由
情報セキュリティ等整備 促進事業	日本政策 投資銀行		継続	平成14 年度	40%	ISO/IEC15408 の 評価認証を受けて いる(認証取得が 見込まれるものを 含む)情報関連機 器を製造する上で 必要不可欠な製造 用設備及び試験・ 検査設備の整備事 業	12億円	政策金利	平均 貸付 期間 10年	1件 1億円 (累積)	4件 12億円	安全性・信頼性を確保し た情報セキュリティ設備の 普及を促進するため、 ISO/IEC15408 の評価・認 証を受けている情報関連機 器を製造する上で不可欠 な製造用設備及び試験・検 査設備の導入に対する支 援を行う。
【法令・ガイドライン等】												
関連する法令・ガイドライン等名						法令・ガイドライン等の概要						
電子署名及び認証業務に関する法律						本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。						
不正アクセス行為の禁止等に関する法律						本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。						
コンピュータウイルス対策基準						本基準は、コンピュータウイルスに対する予防、発見、駆除、復旧等について実効性の高い対策をとりまとめることにより、システムユーザ、コンピュータ管理者、ソフトウェア供給者、ネットワーク事業者、システムサービス事業者、システムサービス事業者の各主体におけるコンピュータウイルス対策の向上を図り、もって高度情報通信ネットワークの安全性に資することを目的とする。						
コンピュータ不正アクセス対策基準						本基準は、コンピュータ不正アクセスによる被害の予防、発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について、企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめることにより、システムユーザ、システム管理者、ネットワークサービス事業者、ハードウェア・ソフトウェア供給者の各主体における不正アクセス対策の向上を図り、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。						
ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準						本基準は、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。						
情報セキュリティ管理基準						本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。						
情報セキュリティ監査基準						本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。						

【独立行政法人等】			
独立行政法人名		関連する業務概要	
独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)		<p>我が国のセキュリティ水準の向上を図るため、情報セキュリティに関するユーザーへの適切な情報発信、その前提となる情報収集、調査分析、研究開発、標準化等を実施する。具体的には以下のとおり。</p> <p>ウイルス、不正アクセス等に関する情報発信基地として、常に迅速な情報収集、分析及び提供を図るとともに、情報セキュリティ対策等に関する普及啓発を行う。</p> <p>情報セキュリティに係る評価・認証を実施するなど、IT製品及びシステム等の安全性・信頼性の向上に貢献する。</p> <p>暗号技術、認証技術等をはじめとする情報セキュリティ技術全般について調査、評価、技術開発等を実施し、情報セキュリティ技術等の向上等に貢献する。</p> <p>国内関係府省及び各国政府関係機関等との連携を構築・強化するとともに、情報セキュリティに関する国内・外の標準化に向けた検討及び各種指針の作成等を行う。</p>	
【実施体制】			
施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
商務情報政策局 情報セキュリティ政策室	情報セキュリティ対策の促進に関する政策の企画・立案及び実施	10人	
情報処理振興課	独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金の執行	情報処理振興課長、3人	
情報政策課	情報セキュリティ等整備促進事業(財政投融資)に関する企画・立案及び実施	情報政策課長、2人	